

電子マニフェストの利用料金表

平成25年9月1日（日）から12月31日（火）まで、加入料（3,150円）の無料キャンペーンを実施しております。
キャンペーンの詳細は <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/H25campaign.pdf>

排出事業者料金表

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

（税込）

利用区分	A 料金	B 料金	少量排出事業者団体加入料金 ^{注1)}
加入料 (加入時のみ)	3,150 円	3,150 円	3,150 円
基本料 ^{注3)} (1 年間)	25,200 円	2,100 円	不要
使用料 (登録情報 1 件につき)	10.5 円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	31.5円
利用区分の目安となる 年間登録件数	1,200 件以上	1,199件以下	—

※マニフェストの年間登録件数に応じて、利用区分（A 料金、B 料金、少量排出事業者団体加入料金）を選択してください。加入時に選択した利用区分は毎年4月1日に変更することもできます。（1ヶ月前に変更申請が必要です。）

注1) 少量排出事業者団体加入料金は、「排出事業者が30者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体に加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」などの条件を満たす必要があります。
詳細はJWNETホームページの「各種申請一覧」の「団体加入申込関連」をご覧くださいか、情報処理センター（03-5275-7023）にお問い合わせください。

収集運搬業者料金表

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入（複数加入も可）

処分業者料金表

処分業者の加入単位：処分事業場単位。（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能）（税込）

利用区分	収集運搬業者	処分業者 ^{注2)}				
		①処分報告機能のみ	②処分報告機能＋2次登録機能 A 料金	B 料金	③2次登録機能のみ A 料金	B 料金
加入料 (加入時のみ)	3,150 円	3,150 円	3,150 円	3,150 円	3,150 円	3,150 円
基本料 ^{注3)} (1 年間)	12,600円	12,600円	25,200 円	12,600円	25,200 円	2,100 円
使用料 (登録情報 1 件につき)	—	—	10.5 円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	10.5 円	(66件まで無料) 67件から 31.5円
利用区分の目安となる 年間登録件数	—	—	700件以上	699件以下	1,200件以上	1,199件以下

※マニフェストの年間登録件数に応じて、利用区分（A 料金、B 料金）を選択してください。

注2) ① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。
② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（2次マニフェスト登録）する機能の料金です。
③ 中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（2次マニフェスト登録）する機能のみの料金です。

注3) 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。利用を開始した月によって金額が異なりますので、「利用開始月別基本料早見表」よりご確認ください。（B 料金の方は、無料登録件数も異なります）翌年度からは、4月の基本料を請求いたします。

利用開始月別基本料早見表

単位：円（税込）

利用開始月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用区分												
排出事業者 A												
処分業者② A	25,200	23,100	21,000	18,900	16,800	14,700	12,600	10,500	8,400	6,300	4,200	2,100
処分業者③ A												
収集運搬業者												
処分業者①	12,600	11,550	10,500	9,450	8,400	7,350	6,300	5,250	4,200	3,150	2,100	1,050
処分業者② B												
排出事業者 B	2,100	1,925	1,750	1,575	1,400	1,225	1,050	875	700	525	350	175
処分業者③ B												
B 料金の無料登録件数	66件		55件		44件		33件		22件		11件	

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階

お問合せ先 TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112
サポートセンター 月～金曜日（祝祭日を除く）の午前9時～午後5時

ホームページ
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

廃棄物処理法に基づくマニフェスト制度

電子マニフェスト

自然にやさしいネットワーク



平成24年4月より
料金改定
(値下げ)

導入は時代の流れです

「電子マニフェスト」の導入により、「事務処理の効率化」を図ることができるとともに、「データの透明性」が確保され、「法令の遵守」を徹底することができます。

簡単！ 事務処理の効率化

- 入力操作が簡単で、手間がかからない！
- 廃棄物の処理状況の確認が容易！
- マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用！
- マニフェストの保存が不要！保存スペースも不要！

確実！ データの透明性

- マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存！
- セキュリティも万全！
- 排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視し、不適切なマニフェストの登録・報告を防止！

しっかり！ 法令遵守

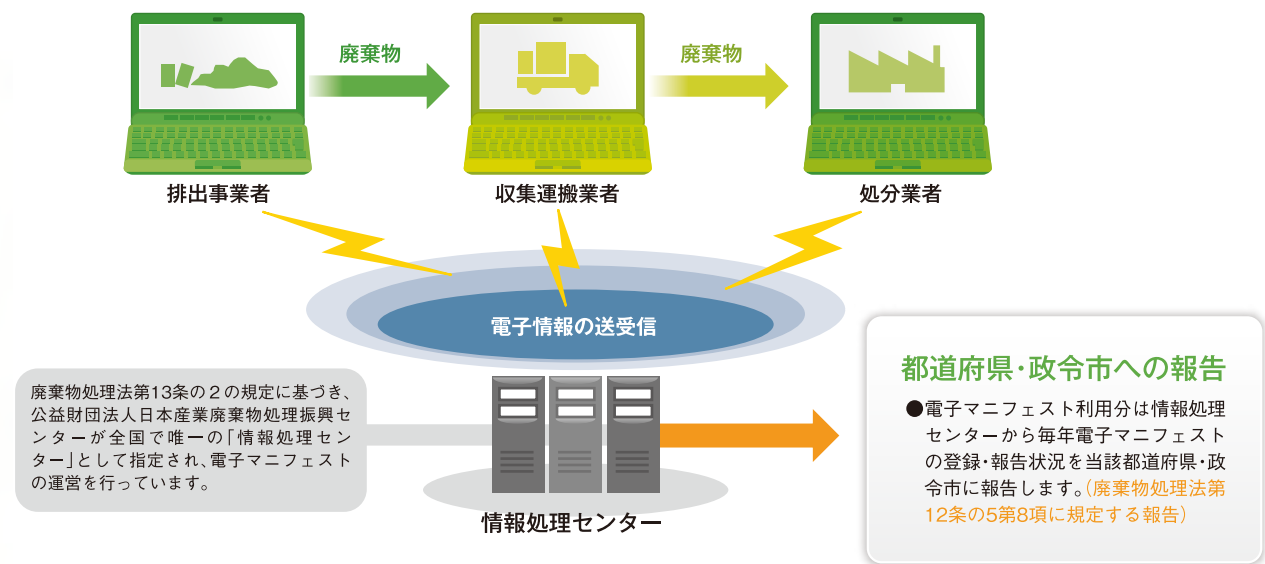
- 法で定める必須項目をシステムで管理し、入力漏れを防止！
- 終了報告の有無をメールや一覧表等で確実に確認！
- 終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起！
- マニフェストの紛失の心配がない！

安心！ 産業廃棄物管理票交付等の状況に関する報告が不要

- 電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが都道府県等に報告するため、排出事業者の報告が不要！

電子マニフェストの仕組み

「マニフェスト制度」は排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等適正な処理を確保することを目的としています。
「電子マニフェスト」は、マニフェスト情報を電子情報化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センターを介してマニフェスト情報のやり取りを行います。



電子マニフェストのアクセス方法

情報処理センターへのアクセスはWeb方式、EDI方式があります。

	Windows	Mac
OS ※1 (いずれも日本語版)	Windows XP SP3 Windows Vista Windows 7	Mac OSX 10.6.2
ブラウザ	Internet Explorer8 Internet Explorer9	Safari 4.0.4 (6531.21.10)
メールソフト	通知情報のメール受信、加入者サブ番号の仮パスワード受信等のために必要	
PDFファイル表示ソフト ※2	マニフェスト情報の単票(受渡確認票)や一覧表を印刷するために必要	
プリンタ		

利用推奨環境

JWNETを利用するパソコンは、左記の条件を満たすものをご準備ください。

- ※1 Windows XP SP2以前のOS(98SE、Me、NT4.0、XP SP2)については、Microsoft社によるサポートが終了しているため、動作の保障はいたしていません。
- ※2 PDFファイル表示ソフトとして、アドビシステムズ(株)のホームページでAdobe Acrobat Readerが無償で提供されています。

Web方式

利用時間：午前4時～翌日午前1時

- ・複数のパソコンからアクセス可能
- ・簡単な操作で登録・報告が可能

携帯電話での利用可能

(Web方式と併用する必要があります)

- ・携帯電話のWeb機能を使って、データ登録・照会等が可能

Web方式の特徴

- ・ソフトのインストールが不要になり、JWNETサーバに入力した基本情報を共有して利用できます。
- ・サブ番号を付加する事により、1加入者で、最大100件まで同時にログインできます。

加入者の社内システムをEDIで利用(EDI方式)

利用時間：午前4時～翌日午前0時

- ・加入者が利用しやすいシステムの構築が可能
- ・ASP事業者の提供するシステムを利用可能(ASP事業者と別途契約する必要があります)

※EDI方式をご利用の場合は、「EDI接続仕様書」に基づいたシステムの準備が必要。詳細は、JWNETホームページの「EDI方式のご案内」をご覧ください。

※EDIとは …… 異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換すること。

情報処理センター

EDI方式によるデータ交換

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	○廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に 引渡し した日から 3日以内 にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない(以下、同様)	○廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に 引渡しと同時に マニフェストを交付
	処理終了確認※	○情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の 通知(電子メール等)により確認	○運搬終了報告:B2票とA票を 照合して確認 ○処分終了報告:D票とA票を 照合して確認 ○最終処分終了報告:E票とA票を 照合して確認
	マニフェストの保存	○マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	○交付したマニフェストA票を 5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されたB2票、D票、E票を 5年間保存
収集運搬業者	産業廃棄物管理票交付等状況報告	○情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、 報告が不要	○都道府県・政令市に 自ら報告
	運搬終了報告	○ 運搬終了日から3日以内 に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	○ 運搬終了日から10日以内 に、必要事項を記載したB2票を排出事業者へ送付
処分業者	マニフェストの保存	○マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	○処分業者より送付されたC2票を 5年間保存
	処分終了報告	○ 処分終了日から3日以内 に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	○ 処分終了日から10日以内 に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	○マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	○C1票を 5年間保存

※確認期限:運搬終了、処分終了は90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)、最終処分終了は180日
期限内に報告がない場合、都道府県・政令市への措置内容等報告書の提出が必要となります。

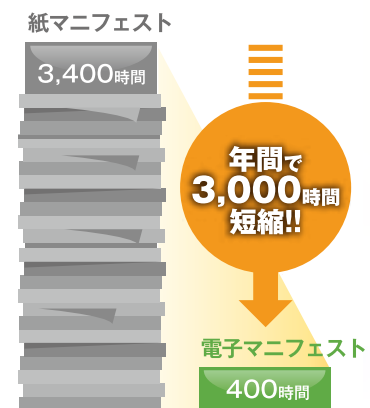
電子マニフェストと紙マニフェストの事務処理費用の比較(例)

●M社(製造業)における電子マニフェスト導入効果例

M社グループ全体(30社)で、3,000時間/年、約1,000万円/年の削減

マニフェスト業務の労務工数の比較

紙マニフェスト運用の労務工程		電子マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間/年	業務	時間/年
1 紙マニフェスト発行業務	2,600	1 電子マニフェスト発行業務	250
2 紙マニフェスト管理業務	500	2 電子マニフェスト管理業務	150
3 紙マニフェスト交付等状況報告業務	300	3 電子マニフェスト登録等状況報告業務	0
合計	3,400	合計	400



加入申込み方法

加入申込書は、JWNETホームページ(<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>)から印刷できます。(各都道府県産業廃棄物協会でも配布しております。)お申込みから1週間程度で手続きが完了し、情報処理センターより加入証等を送付いたします。
※各都道府県産業廃棄物協会の問合先は、(公社)全国産業廃棄物連合会のホームページ(<http://www.zensanpairen.or.jp>)でご確認ください。

申込みの流れ

※詳細はJWNETホームページをご覧ください。

1 加入のお申込み

加入申込書を郵送してください。

※EDI方式をご利用の場合は別途申込みが必要です。詳細はホームページをご覧ください。

郵送

2 加入手続き

申込み内容の登録後、加入証/加入内容のお知らせ/操作手順書等の書面を郵送いたします。
※手続きには1週間程かかります。

郵送

3 ご利用開始

加入手続きが完了したら、システムをご利用いただけます。